

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災住宅 次のすべてに該当する住宅その他市長が認めた住宅

ア 本市の区域内（以下「市内」という。）に現に存する建築物

イ 令和6年能登半島地震において被災し、罹災証明書の交付を受けたもの

ウ 住宅の壁（外壁）又は柱に1/100以上の傾斜が認められるもの

(2) 沈下傾斜復旧工事 次のいずれかに該当する工事

ア 基礎補強工事（小口径杭工法、表層改良工法、注入工法等）

イ 沈下傾斜対策工事（ジャッキアップ工法等）

ウ その他市長が認めた工事

(3) 罹災証明書 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づく書面

(補助金の交付基準)

第3条 補助金は、被災住宅の所有者等のうち、住宅の沈下傾斜復旧工事を行う者で、市税を滞納していない者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅の沈下傾斜復旧工事（以下「補助対象工事」という。）に要する費用（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）の10分の10とし、300千円を超えない額とする。

2 前項の規定に基づき算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、補助対象工事に着手する前までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の受領について、補助対象工事を行う事業者に委任することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る

書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査及び現地調査により補助金を交付すべきものと認めたときは、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の決定を通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。

（事業計画の変更）

第7条 申請者は、第5条第1項の規定により提出した交付申請書等の内容を変更しようとするときは、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金計画変更交付申請書（様式第3号）に、同条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更を承認したときは、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金計画変更承認通知書（様式第4号）又は富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金計画変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業計画の中止）

第8条 第6条第2項の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者が、当該補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止届の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（状況報告等）

第9条 市長は、必要に応じて申請者に報告を求め、又は担当職員に当該事業計画に係る工事箇所等に立入調査をさせることができる。

（補助事業遂行に関する指示）

第10条 市長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、遅滞なく、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に別表第2に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、申請者に富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定による通知の日以後に交付する。

（適用除外）

第14条 補助金の交付は、住宅一戸につき一度限りとし、他の制度による補助金の交付対象となった住宅については適用しない。

（手続の特例）

第15条 申請者は、規則第19条の規定により、第7条の規定による事業計画の変更等の承認の申請及び第11条に規定する実績報告を併合することできる。この場合において、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金変更交付申請書兼事業実績報告書（様式第10号）に第5条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類等の審査及び現地調査等を行うことにより、変更を承認し、補助金の額の確定をしたときは、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書（様式第11号）又は富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

（補助金の交付申請等の特例）

2 令和6年1月1日から施行期日までの間に補助対象工事に着手した者は、補助金の交付を申請することができる。この場合において、市長は、規則第19条の規定により、第6条の規定による交付の決定及び第12条の規定による額の確定の手続を併合するものとする。

別表第 1（第 5 条関係）

補助金交付申請書に添える書類

提出書類等	備考
沈下傾斜復旧工事の見積書等	工事内容及び工事費内訳が確認できるもの
工事実施前の現況写真	A 4 用紙にカラー印刷したもので、工事対象箇所及び傾斜状況が明確に確認できるもの
登記事項証明書（建物）	被災住宅のもの
市税の納税証明書又は非課税証明書	
罹災証明書の写し	
その他市長が必要と認める書類	

別表第 2（第 1 1 条関係）

事業実績報告書に添える書類

提出書類等	備考
工事請負契約書の写し	
沈下傾斜復旧工事に要した費用の支払いが確認できる領収書等の写し	代理受領の委任をしている場合は、沈下傾斜復旧工事に要した費用から補助金額を差し引いた金額の支払いが確認できるもの
工事実施中及び工事実施後の写真	A 4 用紙にカラー印刷したもので、工事施工状況及び傾斜状況が明確に確認できるもの
その他市長が必要と認める書類	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 住所
氏 名
電話番号

印

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業を実施したいので、同補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

(罹災証明書から転記)	罹災番号	
	世帯主住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる ()
	世帯主氏名	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる ()
	住家の被害程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
住 宅	建築年月	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月
	建て方	☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅等
	構造	☐ 木造 (☐ 従来軸組工法 ☐ その他) ☐ その他
	傾斜	☐ 壁 (外壁) ☐ 柱 /
復旧方法		☐ 基礎補強工事 ☐ 沈下傾斜対策工事 ☐ その他
工事期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
沈下傾斜復旧工事費 (補助対象工事費)		A 円 (消費税及び地方消費税を除く)
補助上限額		B 3 0 0 , 0 0 0 円
補助金申請額 (AとBの低い方)		円

(裏面へ続く)

(第5条第2項の規定による代理受領の委任を行う場合のみ記入)

私は、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業を実施するにあたり、補助金の受領を下記の事業者委任します。

会社名		
代表者名		印
所在地		
振込先	金融機関名称	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義	
私は、富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定による補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。		

様式第2号（第6条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金交付決定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金については、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金等の交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、事業計画の変更申請を行うこと。
- (2) 補助事業を中止する場合には、事業計画の中止届を提出すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（裏面へ続く）

3 交付決定の取消し

この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。

この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) 補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (5) 補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第 3 号（第 7 条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金計画変更交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった
富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金について、次のとおり事業計画を
変更したいので、同補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申
請します。

記

- 1 変更前交付申請額 円
変更後交付申請額 円

- 2 変更の内容及び理由

様式第 4 号（第 7 条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金計画変更承認通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金の事業計画の変更について承認しましたので、同補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

承認の内容

様式第 5 号（第 7 条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金計画変更交付決定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、同補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令居政第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金額 円

様式第 6 号（第 8 条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金事業中止届

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった
富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金の事業計画について、事業を中止
したいので、同補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出
ます。

記

中止の理由

様式第 7 号（第 8 条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金交付決定取消通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった
富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金について、補助事業の中止を承認
し、補助金の交付決定を取り消しましたので、同補助金交付要綱第 8 条第 3 項
の規定により通知します。

様式第8号（第11条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 住 所
氏 名

印

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金について、同補助金交付要綱第11条の規定により、事業の実績を報告します。

住宅	所在地	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる（ ）					
	建築年月	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月					
	建て方	☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅等					
	構造	☐ 木造 （ ☐ 従来軸組工法 ☐ その他） ☐ その他					
	傾斜	☐ 壁（外壁） ☐ 柱 /					
復旧方法		☐ 基礎補強工事 ☐ 沈下傾斜対策工事 ☐ その他					
工事期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
補助金交付決定額		円					
補助金交付算定額		交付額算定計算表のとおり					

〔交付額算定計算表〕

沈下傾斜復旧工事費 (補助対象工事費)	A 円 (消費税及び地方消費税を除く)
補助上限額	B 300,000円
補助金交付算定額 (AとBの低い方)	円

様式第9号（第12条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金額確定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定した
富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金については、同補助金交付要綱
第12条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金の確定額 円

様式第 10 号（第 15 条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金
変更交付申請書兼事業実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった
富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金について、次のとおり事業計画を
変更したいので、同補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申
請します。

また、同要綱第 11 条及び第 15 条の規定により、事業の実績を併せて報告
します。

記

1	変更前交付申請額	円
	変更後交付申請額	円

2 変更の内容及び理由

（裏面へ続く）

3 事業実績等

住宅	所在地	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる（ ）
	建築年月	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月
	建て方	☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅等
	構造	☐ 木造 （ ☐ 従来軸組工法 ☐ その他） ☐ その他
	傾斜	☐ 壁（外壁） ☐ 柱 /
復旧方法		☐ 基礎補強工事 ☐ 沈下傾斜対策工事 ☐ その他
工事期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
補助金交付決定額		円
補助金交付算定額		交付額算定計算表のとおり

〔交付額算定計算表〕

沈下傾斜復旧工事費 (補助対象工事費)	A 円 (消費税及び地方消費税を除く)
補助上限額	B 300,000円
補助金交付算定額 (AとBの低い方)	円

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金
計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、同補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令居政第 号の補助金については、同要綱第 1 2 条及び第 1 5 条第 2 項の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

1 承認の内容

2 補助金確定額 円

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金
変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市被災住宅沈下傾斜復旧支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、同補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令居政第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付し、同要綱第 1 3 条及び第 1 5 条第 2 項の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 補助金変更交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |